

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月13日

【四半期会計期間】 第154期第2四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

【会社名】 ライオン株式会社

【英訳名】 Lion Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 濱 逸 夫

【本店の所在の場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 03-3621-6211

【事務連絡者氏名】 経理部長 鎌 尾 義 明

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区本所一丁目3番7号

【電話番号】 03-3621-6211

【事務連絡者氏名】 経理部長 鎌 尾 義 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
ライオン株式会社 大阪オフィス
(大阪市福島区福島七丁目22番1号)
ライオン株式会社 名古屋オフィス
(名古屋市中区錦二丁目3番4号 名古屋錦フロントタワー)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第153期 第2四半期 連結累計期間	第154期 第2四半期 連結累計期間	第153期
会計期間		自 平成25年 1月 1日 至 平成25年 6月30日	自 平成26年 1月 1日 至 平成26年 6月30日	自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日
売上高	(百万円)	166,041	176,633	352,005
経常利益	(百万円)	3,911	4,508	12,300
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,102	2,466	6,097
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	7,005	1,124	13,261
純資産額	(百万円)	119,400	123,742	124,232
総資産額	(百万円)	264,919	282,557	282,098
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	7.83	9.19	22.72
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	7.82	8.97	22.68
自己資本比率	(%)	43.0	41.8	42.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	10,226	981	22,910
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	9,884	10,745	12,819
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,424	15,596	2,772
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	40,295	54,578	48,941

回次		第153期 第2四半期 連結会計期間	第154期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 6月30日	自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 6月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	11.60	0.44

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（産業用品事業）

当社は、ライオン・アクゾ株式会社の株式を追加取得したことにより、第1四半期連結会計期間より同社を連結子会社化し、商号をライオン・スペシャリティ・ケミカルズ株式会社に変更しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間(平成26年1月1日～6月30日)のわが国経済は、消費税率上げの影響を受ける中、企業収益や雇用情勢の改善が続き、緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループが主に事業を展開する国内一般用消費財業界においては、増税前の駆け込み需要とその反動が生じる中、店頭での販売競争が続きました。

このような環境のもと、当社グループは、中期経営計画「V-1計画(Vision(ビジョン)2020 Part(パート)-1)」の4つの戦略テーマ「国内事業の質的成長」、「海外事業の量的成長」、「新しいビジネス価値の開発」、「組織学習能力の向上」にもとづく施策を推進しました。

国内事業では、増税前の駆け込み需要を取り込むとともに、歯磨、制汗剤、解熱鎮痛薬等で高付加価値の新製品を発売し育成に取り組みました。

海外事業では、オーラルケア、洗濯用洗剤等の主要分野において、積極的なマーケティング施策を展開し、重点ブランドの育成を図りました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高1,766億3千3百万円(前年同期比6.4%増、為替変動の影響を除いた実質前年同期比は5.9%増)、営業利益39億5千8百万円(同37.8%増)、経常利益45億8百万円(同15.3%増)、四半期純利益24億6千6百万円(同17.3%増)となりました。

[連結業績の概況]

	当第2四半期(百万円)	前第2四半期(百万円)	増減率
売上高	176,633	166,041	6.4%
営業利益	3,958	2,872	37.8%
経常利益	4,508	3,911	15.3%
四半期純利益	2,466	2,102	17.3%

[セグメント別業績]

	売上高			セグメント利益（営業利益）		
	当第2四半期 （百万円）	前第2四半期 （百万円）	増減率	当第2四半期 （百万円）	前第2四半期 （百万円）	増減率
一般用消費財事業	133,056	124,277	7.1%	2,274	1,323	71.8%
産業用品事業	28,849	24,058	19.9%	1,028	256	301.5%
海外事業	40,333	37,747	6.9%	387	836	53.8%
その他	13,364	12,896	3.6%	219	327	32.9%
小計	215,603	198,978	8.4%	3,909	2,743	42.5%
調整額	38,969	32,937		48	129	62.1%
合計	176,633	166,041	6.4%	3,958	2,872	37.8%

セグメント別の業績は、次のとおりです。

なお、セグメントの業績については、セグメント内及びセグメント間の内部売上高を含んでおります。

一般用消費財事業

当事業は、「オーラルケア分野」、「ビューティケア分野」、「ファブリックケア分野」、「リビングケア分野」、「薬品分野」、「その他の分野」に分かれており、全体の売上高は、前年同期比7.1%の増加となりました。セグメント利益は、前年同期比71.8%の増加となりました。

	当第2四半期（百万円）	前第2四半期（百万円）	増減率
売上高	133,056	124,277	7.1%
セグメント利益（営業利益）	2,274	1,323	71.8%

[売上高の分野別状況]

	当第2四半期（百万円）	前第2四半期（百万円）	増減率
オーラルケア分野	25,682	23,736	8.2%
ビューティケア分野	11,410	9,939	14.8%
ファブリックケア分野	40,558	37,475	8.2%
リビングケア分野	9,750	9,943	2.0%
薬品分野	17,554	16,885	4.0%
その他の分野	28,100	26,295	6.9%

（オーラルケア分野）

主力の「クリニカ」シリーズを一新し、予防歯科をテーマに“ 歯科専門家が奨めるセルフケア ”を実現するブランドとして育成を図りました。

歯磨は、当社独自の「高密着フッ素処方」に改良した「クリニカアドバンテージ ハミガキ」が好調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

歯刷牙は、主力の「デンターシステム」が順調に推移するとともに、「クリニカアドバンテージ ハブラシ」が好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

口中剤は、長時間殺菌処方でムシ歯を予防する新製品「クリニカアドバンテージ デンタルリンス」がお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

また、奥歯の歯間にも楽に入り、切れにくい繊維を採用した新製品「クリニカアドバンテージ デンタルフロス Y字タイプ」がお客様のご好評を得ました。

(ビューティケア分野)

ハンドソープは、「キレイキレイ 薬用泡ハンドソープ」が好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

制汗剤は、ナノイオン制汗成分が汗ジミやニオイの原因となるワキ汗をしっかり抑える新製品「Ban(バン)汗ブロックロールオン」がお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

(ファブリックケア分野)

洗濯用洗剤は、改良発売した超コンパクト液体洗剤「トップ HYGIA(ハイジア)」や液体洗剤「トップ クリアリキッド」が好調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

柔軟剤は、消臭効果が続き、天然アロマのナチュラルな香りが楽しめる「香りとデオドラントのソフラン アロマ ナチュラル」シリーズが好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

また、前期に発売した、スプレーするだけで除菌、抗菌、ウイルス除去ができる「トップ HYGIA(ハイジア) 衣類・布製品の除菌・消臭スプレー」がお客様のご好評を得ました。

(リビングケア分野)

台所用洗剤は、食器洗い機専用洗剤「CHARMY(チャーミー) クリスタ」シリーズが好調に推移しましたが、「チャーミーマイルド」が伸びなやみ、全体の売上は前年同期を下回りました。

住居用洗剤は、浴室用カビ防止剤「ルック おふろの防カビくん煙剤」が好調に推移し、全体の売上は前年同期比微増となりました。

調理関連品は、簡単に取り出せて少量の調理に無駄なく使える新製品「リード ヘルシークッキングペーパー スマートタイプ」がお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期を上回りました。

(薬品分野)

解熱鎮痛薬は、独自技術でつらい頭痛に対して“速く効いて”“胃にやさしい”を両立した新製品「パファリンプレミアム」がお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

点眼剤は、「スマイル40 プレミアム」、「スマイル40EX(イーエックス) ゴールドマイルド」が好調に推移し、全体の売上は前年同期比微増となりました。

外用消炎鎮痛剤は、血流を促し、肩こり痛に効く新製品「ハリックス ほぐりラ」シリーズがお客様のご好評を得て、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

(その他の分野)

通信販売商品は、機能性食品等で「ナイスリムエッセンス ラクトフェリン+ラブレ」が好調に推移しましたが、主力の「ナイスリムエッセンス ラクトフェリン」が伸びなやみ、全体の売上は前年同期を下回りました。また、良質な休息を支える清酒酵母を配合した「グッスミン 酵母のちから」を新発売しました。

ペット用品は、オーラルケア用品が好調に推移するとともに、猫用トイレの砂「ニオイをとる砂」が堅調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

産業用品事業

当事業では、導電性カーボン、界面活性剤、業務用洗剤等を取り扱っており、全体の売上高は、前年同期比19.9%の増加となりました。セグメント利益は、収益性の高い製品が伸長し、前年同期比301.5%の増加となりました。

	当第2四半期(百万円)	前第2四半期(百万円)	増減率
売上高	28,849	24,058	19.9%
セグメント利益(営業利益)	1,028	256	301.5%

導電性カーボンは、リチウムイオン電池などの2次電池向けケッチェンブラックが堅調に推移し、全体の売上は前年同期を上回りました。

界面活性剤は、洗剤やシャンプー向けの原料が順調に推移し、全体の売上は前年同期をかなり上回りました。

建築用薬剤は、地盤改良剤が好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

業務用洗剤は、ハンドソープ、厨房向け消毒用アルコールが好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回りました。

海外事業

海外は、タイ、韓国、中国等において事業を展開しており、全体の売上高は、前年同期比6.9%の増加(為替変動の影響を除いた実質前年同期比は4.5%の増加)となりました。セグメント利益は、ブランド育成のためのマーケティング投資を増加させたため前年同期比53.8%の減少となりました。

	当第2四半期(百万円)	前第2四半期(百万円)	増減率
売上高	40,333	37,747	6.9%
セグメント利益(営業利益)	387	836	53.8%

(主要国の状況)

タイでは、「システム」歯刷子や「植物物語」ボディソープが好調に推移しましたが、台所用洗剤「ライボン」が伸びなやみ、全体の売上は前年同期比微増となり、円貨換算では横ばいとなりました。

韓国では、「キレイキレイ」ハンドソープが好調に推移しましたが、台所用洗剤「チャムグリーン」が伸びなやみ、全体の売上は前年同期比横ばいとなりました。なお、為替変動の影響を受け円貨換算では大幅に上回りました。

中国では、「システム」歯刷子が好調に推移し、全体の売上は前年同期を大幅に上回り、円貨換算でも大幅に上回りました。

また、超コンパクト液体洗剤「トップ NANOX(ナノックス)」が香港で好調に推移する中、台湾でも販売を開始しました。

その他

建設請負事業等のその他では、全体の売上高は、133億6千4百万円(前年同期比3.6%増)、セグメント利益は、2億1千9百万円(前年同期比32.9%減)となりました。

	当第2四半期(百万円)	前第2四半期(百万円)	増減率
売上高	13,364	12,896	3.6%
セグメント利益(営業利益)	219	327	32.9%

(2) 財政状態の分析

総資産は、受取手形及び売掛金が減少したものの有形固定資産の取得等により、前連結会計年度末と比較して4億5千9百万円増加し、2,825億5千7百万円となりました。純資産は、4億9千万円減少し、1,237億4千2百万円となり、自己資本比率は41.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権の減少等により、9億8千1百万円の資金の増加となりました。(前年同期は102億2千6百万円の資金の増加)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出等により、107億4千5百万円の資金の減少となりました。(前年同期は98億8千4百万円の資金の減少)

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の発行や借入れによる収入等により、155億9千6百万円の資金の増加となりました。(前年同期は14億2千4百万円の資金の減少)

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ56億3千7百万円増加し、545億7千8百万円となりました。また、前第2四半期連結会計期間末に比べて142億8千3百万円増加しました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、今後の目指す姿と、そこに至る戦略として新経営ビジョン「Vision2020」を策定しております。

「Vision 2020」で目指す3つのビジョン 「くらしとこころの価値創造企業を目指す」 「環境対応先進企業を目指す」 「挑戦・創造・学習企業を目指す」
--

この「Vision2020」の実現に向け、「V-1計画」の4つの戦略を着実に実行し、成果につなげていくことが当社グループの課題であると認識しております。

国内事業の質的成長

一般用消費財事業では、主力のヘルス&ホームケア事業において、ブランド戦略の徹底と競争費用の効率化を進め、収益力を強化してまいります。また、研究開発における重点的な資源配分や外部との連携強化等により、技術シーズの創出に取り組むとともに、安定かつ効率的なサプライチェーンの構築も進めてまいります。

海外事業の量的成長

成長市場であるアジアを中心に、オーラルケア製品、洗濯用洗剤の市場地位向上を目指し、マーケティング活動の一層の充実を図るとともに、生産能力の増強も着実に進めます。あわせて、フィリピン事業の育成に注力するとともに、他の未参入エリアの探索を強化し、事業の拡大を図ってまいります。

新しいビジネス価値の開発

通信販売事業のさらなる成長を目指し、商品開発、育成体制を強化するとともに、当社保有資源を活用した新たな事業展開等、新規事業機会の探索も積極的に進めてまいります。

組織学習能力の向上

新しいコーポレートメッセージのもと、多様な人材が活躍できる環境づくりと人材育成施策を行い、チャレンジを促す組織文化への変革を進めます。また、当社の環境対応活動である「ECO LION(エコライオン)」活動にも一層注力し、環境保全への貢献を果たしてまいります。

当社グループでは、これらの4つの戦略を強力に推進し、収益性の向上と事業基盤の強化を図るとともに、持続可能な循環型社会の実現に向け幅広く貢献し、企業価値の向上を目指してまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容の概要等は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念及び企業価値の源泉並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思にもとづいて行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきではないと考えております。

しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、係る行為の目的等が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、明治24年の創業以来、長きにわたり人々の健康と清潔で快適な暮らしに役立つ優良製品の提供を通じ、社会に貢献することを目指してまいりました。また、『「愛の精神の実践」を経営の基本とし、人々の幸福と生活の向上に寄与する』との社是のもと、口腔衛生啓発活動等の社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。このような一貫した「企業理念にもとづく事業活動」の継続により、現在の当社事業は、歯磨、歯刷子、洗濯用洗剤、ハンドソープなどの日用品、解熱鎮痛薬、アイケア剤などの一般用医薬品等、生活に欠かすことのできない製品分野にわたり、多くのお客様からご愛顧をいただいております。

企業経営を取り巻く環境が絶えず変化する中、今後とも一貫した経営理念にもとづいて、よりお客様に満足いただける製品・サービスを創出し、生活者の良きパートナーであることが当社の中長期的な企業価値の向上につながるものと考えております。

創業120周年を機に当社の目指す姿を定めた「Vision2020」の実現に向け、「V - 1計画」の戦略を着実に実行に移し、企業価値の向上を目指してまいります。

また、当社は、取締役の任期を1年として社外取締役2名を置き、経営の監督機能の強化を図るとともに社会通念上の視点から経営の評価を行うため社外有識者で構成される「経営評価委員会」を設置し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み（買収防衛策）

当社は、平成24年3月29日開催の第151期定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続についてご承認いただいております。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）が遵守すべき手続きを明確にし、株主及び投資家の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間並びに買付者等との交渉の機会を確保することを可能とするものであり、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には対抗措置の発動を警告するものであります。

本プランの対象となる大規模買付行為とは、以下の（ ）または（ ）に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為であります。

- （ ）当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%超となる買付け
- （ ）当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%超となる公開買付け

本プランに従った対抗措置の発動等については、当社取締役会の恣意的判断を排するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役及び社外監査役で構成される企業統治委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆さまに適時に情報開示し透明性を確保するものとしております。

本プランは、買付者等が本プランに定める手続きに従うことなく大規模買付け等を行う場合に企業統治委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び企業統治委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、対抗措置の発動の是非に関し株主の皆さまの意思を確認するために、当社取締役会は、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非に関する議案を付議するものとしております。

本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであること、株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

() 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

() 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされようとする際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

() 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定める手続きに従うことなく大規模買付け等を行う場合に企業統治委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び企業統治委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付け等に対する対抗措置発動の是非について株主の皆さまの意思を直接確認するものであります。

また、本プランの有効期間は、平成27年3月開催予定の当社定時株主総会終結の時までであります。係る有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆さまの意思が十分反映される仕組みとなっております。

() 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として企業統治委員会を設置しております。

企業統治委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役の中から当社取締役会により選任された者により構成されております。

また、当社は、必要に応じ企業統治委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆さまに情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

() 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

() デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

(<http://www.lion.co.jp/ja/company/press/2012/pdf/2012023.pdf>)

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は46億1千4百万円であります。

(6) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第2四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は次のとおりであります。

会社名 (主な所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円) (面積千㎡)	取得年月	取得後の 増加能力
CJライオン株 (韓国ソウル)	海外事業	土地	4,352 (49)	平成26年6月	

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,185,600,000
計	1,185,600,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	299,115,346	299,115,346	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 1,000株
計	299,115,346	299,115,346		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年 3月28日
新株予約権の数(個)	82,672
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	82,672(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注2)
新株予約権の行使期間	平成26年 4月15日から平成56年 4月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注4)	発行価格 526 資本組入額 263
新株予約権の行使の条件	当社の取締役(社外取締役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。 新株予約権を行使できる期間については、上記行使期間内及び〃の期間内で当社取締役会において決定する。 この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注3)

(注1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(注2) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

当社が当社普通株式につき株式併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合の比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(注3) 1) 次の各号に掲げる事項が株主総会(株主総会の承認を要しない場合は取締役会)で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2) 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

(注4) 発行価格は、新株予約権の払込金額1株当たり525円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、新株予約権の払込金額1株当たり525円については、当社取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺していません。

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

ライオン株式会社現金決済条項及び転換制限条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

決議年月日	平成26年4月16日
新株予約権の数(個)	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,321,428(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	672(注3)(注4)
新株予約権の行使期間	平成26年5月9日から平成31年4月25日まで(注5)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 672(注6) 資本組入額 336(注7)
新株予約権の行使の条件	(注8)
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注9)

(注1) 社債の償還の方法及び期限

- 本社債は、平成31年5月2日にその総額を償還する。但し、繰上償還に関しては本項第(3)号乃至第(6)号に定めるところによる。
- 本社債を償還すべき日（本項第(3)号乃至第(6)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還日」という。）が東京における銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日に繰り上げる。
- クリーンアップ条項による繰上償還
本号の繰上償還の公告を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の金額の合計額が発行時の本社債の金額の合計額の10%を下回った場合、当社は、必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。
当社は、本号に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(4) 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（本号 に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認した場合又は会社法に従いその他当社の機関が決定した場合）において、当社が、(イ)上記（注9）に従って承継新株予約権（同項に定義する。）を交付することができない場合、又は(ロ)組織再編行為の承認又は決定の日（以下「承認日」という。）までに、財務代理人に対し、承継会社等（本号 に定義する。以下同じ。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては予定していない旨を記載し、当社の代表者が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日で、かつ銀行営業日とする。）の30日前までに償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号 乃至 に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号 に定義する。）及び償還日に応じて下記の表（本社債についての各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額比率（％）

償還日	参照パリティ							
	80	90	100	110	120	130	140	150
平成26年5月2日	101.90	104.95	109.99	116.18	123.43	131.62	140.56	150.00
平成27年5月2日	100.88	104.51	109.42	115.58	122.92	131.25	140.34	150.00
平成28年5月2日	100.57	103.90	108.65	114.81	122.29	130.84	140.13	150.00
平成29年5月2日	100.17	103.06	107.56	113.74	121.46	130.34	139.91	150.00
平成30年5月2日	99.74	101.82	105.87	112.14	120.40	129.89	139.79	150.00
平成31年4月25日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00

「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為の承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会その他当社の機関において当該組織再編行為の条件（当該組織再編行為に関して支払われ又は交付される対価を含む。）が承認又は決定された日（かかる承認又は決定の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において上記（注4）第(2)号、第(3)号又は第(7)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が平成31年4月26日（同日を含む。）から平成31年5月2日（同日を含む。）までの期間の場合は、償還金額は各社債の金額の100%とする。本号、本項第(5)号及び本項第(6)号において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日を行い、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

参照パリティ又は償還日が本号の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ)参照パリティが本号の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が本号の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する本号の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。但し、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ)参照パリティが本号の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる右端の値と同一とみなす。

(ハ)参照パリティが本号の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる左端の値と同一とみなす。

但し、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の150%を上限とし、本号の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が150%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の150%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の100%を下限とし、本号の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100%未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100%とする。

「組織再編行為」とは、(イ)当社が消滅する会社となる合併、(ロ)吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受ける場合に限る。）、(ハ)当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及び(ニ)その他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(へ)に定める株式会社を総称していう。

- (イ)合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- (ロ)吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (ハ)新設分割 新設分割により設立する株式会社
- (ニ)株式交換 株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (ホ)株式移転 株式移転により設立する株式会社
- (ヘ)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本社債に基づく当社の義務を引き受ける又は承継する株式会社

当社は、本号 に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(5) 上場廃止等による繰上償還

(イ)当社以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号 に従って決定される償還金額(以下「上場廃止等償還金額」という。)で繰上償還する。

上場廃止等償還金額は、本項第(4)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において上記(注4)第(2)号、第(3)号又は第(7)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が平成31年4月26日(同日を含む。)から平成31年5月2日(同日を含む。)までの期間の場合、償還金額は各社債の金額の100%とする。

本号 にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向又は本項第(6)号に定めるスクイーズアウト事由を行う意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号 の規定は適用されない。但し、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為の承認日又は本項第(6)号に定めるスクイーズアウト事由発生日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。

当社が本号に定める償還義務と本項第(4)号又は本項第(6)号に定める償還義務の両方を負うこととなる場合、本社債は本項第(4)号又は本項第(6)号に従って償還されるものとする。

(6) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を対価と引換えに取得する旨の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、当該スクイーズアウト事由に係る決議日(以下「スクイーズアウト事由発生日」という。)から15日以内に償還日、償還金額その他の必要な事項を公告した上で、当該公告において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日で、かつ銀行営業日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本号 に従って決定される償還金額(以下「スクイーズアウト償還金額」という。)で繰上償還する。

スクイーズアウト償還金額は、本項第(4)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該取得の対価が金銭のみである場合には、1株につき交付される当該金銭の額を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、当該スクイーズアウト事由発生日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を、スクイーズアウト事由発生日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において上記(注4)第(2)号、第(3)号又は第(7)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、合理的に調整されるものとする。但し、償還日が平成31年4月26日(同日を含む。)から平成31年5月2日(同日を含む。)までの期間の場合、償還金額は各社債の金額の100%とする。

- (7) 本項第(3)号乃至第(6)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、償還される本社債に付された本新株予約権は、本社債の償還により上記(注5)に従って行使できなくなることによりその全部が消滅する。
- (8) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、払込期日(平成26年5月2日)の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた後に本社債を消却する場合、本新株予約権については上記(注8)に従って行使できなくなることにより消滅する。
- (注2) 当社に対して当社普通株式の交付を請求することにより当社が交付する株式の数は、同一の本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (注3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。但し、上記(注9)において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初、672円とする。但し、転換価額は(注4)第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。
- (注4) 転換価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(6)号に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

本項第(6)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)。なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したのものとして本を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の転換価額で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

但し、本に定める証券(権利)又は新株予約権の発行(新株予約権無償割当ての場合を含む。)が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表したときは、調整後の転換価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)については、交付の対象となる新株予約権を含む。)について、当該証券(権利)又は新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該証券(権利)若しくは新株予約権の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該証券(権利)若しくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

本号 乃至 の場合において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認又は決定を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認又は決定があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認又は決定があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株式の交付については、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する方法による。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(4)号に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金1億円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (4) 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金1億円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、1,488,095円（基準配当金）に当該事業年度に係る下記に定める比率（当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成26年12月31日に終了する事業年度	1.00
平成27年12月31日に終了する事業年度	1.10
平成28年12月31日に終了する事業年度	1.21
平成29年12月31日に終了する事業年度	1.33
平成30年12月31日に終了する事業年度	1.46

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (5) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

- (6) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
転換価額調整式で使用する「時価」は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含まない。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項(2)号又は第(7)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (7) 当社は、本項第(2)号及び第(3)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は、当社は、転換価額の調整を適切に行うものとする。

株式の併合、合併、会社分割、株式交換又はその他組織再編行為のために転換価額の調整を必要とするとき。

本号のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。

- (注5) 以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（株式会社証券保管振替機構の休業日でない日をいう。）。

振替機関が必要であると認めた日。

組織再編行為において承継会社等の新株予約権を交付する場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要となるときは、当社が行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）及びその他必要な事項を当該期間の開始日の30日前までに公告した場合における当該期間。

上記（注1）第(3)号乃至第(6)号に定めるところにより、平成31年4月25日以前に本社債が償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。

下記（注10）に定めるところにより、当社が本新株予約権付社債を取得する場合には、取得通知の翌日から取得期日までの期間。

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含める。）以降。

- (注6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は、行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を、上記（注2）の本新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。

- (注7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項記載の資本金等増加限度額から本項に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (注8) 新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、又は取得し、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。

平成31年2月2日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の普通取引の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日（但し、平成31年1月1日に開始する四半期に関しては、平成31年2月1日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本記載の本新株予約権の行使の条件は、以下(イ)、(ロ)及び(ハ)の期間は適用されない。

(イ) () 株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の発行体格付若しくは（将来取得する場合には）本新株予約権付社債の格付がBBB-（格付区分の変更が生じた場合には、これに相当するもの）以下である期間、() R&Iにより当社の発行体格付若しくは（将来取得する場合には）本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又は() R&Iによる当社の発行体格付若しくは（将来取得する場合には）本新株予約権付社債の格付が停止若しくは撤回されている期間

(ロ) 当社が、本新株予約権者に対して、上記（注1）第(3)号乃至第(6)号記載の繰上償還の公告を行った日以後の期間

(ハ) 当社が組織再編行為を行うにあたり、上記（注5）記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、当該組織再編行為に関する最初の公表を当社が行った日（同日を含む。）から当該組織再編行為の効力発生日（同日を含む。）までの期間

- (注9) 当社が、組織再編行為を行う場合は、上記（注1）第(4)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項乃至の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、当該新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

交付する承継会社等の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の総額を下記 に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

承継新株予約権付社債の転換価額

組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定める。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、上記（注4）第(1)号乃至第(7)号に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。

承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が上記（注5） に定める期間を指定したときは、当該組織再編行為の効力発生日又は当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から、上記（注5）に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部について承継新株予約権を行使することはできないものとする。また、承継新株予約権の行使は、上記（注8） と同様の制限を受ける。なお、承継会社等が承継新株予約権付社債を買入れ当該承継新株予約権付社債に係る社債を消却した場合には、当該社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。

承継新株予約権の取得条項

承継会社等は、承継新株予約権を下記（注10）と同様に取得することができる。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(注10) 本新株予約権付社債の取得

当社は、平成31年1月4日以降、本社債権者に対して、取得期日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得する旨を通知又は公告（以下「取得通知」という。）することができる。当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。

当社による本項に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、本項により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「取得期日」とは、取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、()本社債の額面金額相当額の金銭、及び()転換価値（以下に定義する。）から本社債の額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係VWAP期間中に上記（注4）第(2)号、第(3)号又は第(7)号に定める転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日において適用のある転換価額をいう。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日		299,115		34,433		31,499

(6) 【大株主の状況】

平成26年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	23,756	7.94
みずほ信託銀行株式会社 退職 給付信託 みずほ銀行口 再信 託受託者 資産管理サービス信 託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィ スタワーZ棟	16,282	5.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	10,109	3.38
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	7,402	2.47
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	6,443	2.15
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタート ラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	6,257	2.09
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイラ ンドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	4,957	1.66
ライオン従業員持株会	東京都墨田区本所1丁目3-7	4,419	1.48
豊田通商株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目9-8	3,506	1.17
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	3,140	1.05
計		86,273	28.84

(注) 1 上記のほか、当社が所有している自己株式30,901,151株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 10.33%)があります。

2 銀行等保有株式取得機構から平成25年4月4日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により平成25年3月29日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
銀行等保有株式取得機構	東京都中央区新川二丁目28番1号	17,255	5.77

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,901,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 265,804,000	265,804	
単元未満株式	普通株式 2,410,346		
発行済株式総数	299,115,346		
総株主の議決権		265,804	

(注) 1 「単元未満株式」の株式数の欄には当社所有の自己株式151株が含まれております。

2 上記「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ3,000株及び550株含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ライオン株式会社	墨田区本所一丁目3番7号	30,901,000		30,901,000	10.33
計		30,901,000		30,901,000	10.33

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,559	27,334
受取手形及び売掛金	57,246	47,961
有価証券	25,429	28,244
商品及び製品	23,005	27,482
仕掛品	3,278	3,595
原材料及び貯蔵品	8,802	8,616
その他	4,881	5,038
貸倒引当金	52	45
流動資産合計	148,150	148,228
固定資産		
有形固定資産	68,989	74,471
無形固定資産		
商標権	10,577	8,865
その他	2,029	2,140
無形固定資産合計	12,606	11,005
投資その他の資産		
投資有価証券	33,362	30,583
その他	19,026	18,300
貸倒引当金	37	31
投資その他の資産合計	52,351	48,852
固定資産合計	133,948	134,329
資産合計	282,098	282,557
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	49,918	39,599
短期借入金	9,611	10,899
1年内返済予定の長期借入金	22,466	21,316
未払金及び未払費用	39,087	37,549
未払法人税等	3,057	1,682
賞与引当金	2,176	966
返品調整引当金	603	598
販売促進引当金	744	615
役員賞与引当金	231	110
その他	3,760	2,883
流動負債合計	131,656	116,222
固定負債		
新株予約権付社債	-	14,365
長期借入金	204	2,300
退職給付引当金	19,353	19,522
役員退職慰労引当金	373	393
資産除去債務	340	356
その他	5,936	5,654
固定負債合計	26,208	42,592
負債合計	157,865	158,814

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	34,433	34,433
資本剰余金	31,499	31,499
利益剰余金	61,410	62,533
自己株式	16,755	16,766
株主資本合計	110,588	111,700
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,921	6,003
繰延ヘッジ損益	24	2
為替換算調整勘定	914	387
その他の包括利益累計額合計	7,860	6,389
新株予約権	193	878
少数株主持分	5,590	4,775
純資産合計	124,232	123,742
負債純資産合計	282,098	282,557

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
売上高	166,041	176,633
売上原価	72,670	77,229
売上総利益	93,371	99,404
販売費及び一般管理費	90,498	95,445
営業利益	2,872	3,958
営業外収益		
受取利息	107	84
受取配当金	371	369
持分法による投資利益	452	297
受取ロイヤリティー	126	127
為替差益	151	28
その他	253	199
営業外収益合計	1,463	1,106
営業外費用		
支払利息	342	370
社債利息	-	21
その他	82	164
営業外費用合計	425	556
経常利益	3,911	4,508
特別利益		
段階取得に係る差益	-	477
負ののれん発生益	-	97
投資有価証券売却益	451	-
固定資産処分益	40	-
その他	-	34
特別利益合計	492	609
特別損失		
固定資産処分損	224	147
減損損失	53	90
特別損失合計	277	237
税金等調整前四半期純利益	4,125	4,880
法人税、住民税及び事業税	942	1,242
法人税等調整額	680	911
法人税等合計	1,622	2,154
少数株主損益調整前四半期純利益	2,503	2,726
少数株主利益	400	259
四半期純利益	2,102	2,466

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,503	2,726
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,243	918
繰延ヘッジ損益	19	26
為替換算調整勘定	2,003	632
持分法適用会社に対する持分相当額	274	24
その他の包括利益合計	4,501	1,601
四半期包括利益	7,005	1,124
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,144	995
少数株主に係る四半期包括利益	861	129

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,125	4,880
減価償却費	5,414	4,996
減損損失	53	90
退職給付引当金の増減額（は減少）	633	959
受取利息及び受取配当金	479	454
支払利息	342	370
社債利息	-	21
固定資産処分損益（は益）	183	147
投資有価証券売却損益（は益）	451	-
持分法による投資損益（は益）	452	297
負ののれん発生益	-	97
段階取得に係る差損益（は益）	-	477
売上債権の増減額（は増加）	1,818	8,963
たな卸資産の増減額（は増加）	619	3,892
仕入債務の増減額（は減少）	3,061	11,180
未払金及び未払費用の増減額（は減少）	1,460	680
その他の流動負債の増減額（は減少）	258	232
その他の流動資産の増減額（は増加）	736	629
その他	883	15
小計	10,781	2,967
利息及び配当金の受取額	716	929
利息の支払額	293	277
法人税等の支払額	977	2,637
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,226	981
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額（は増加）	188	947
有形固定資産の取得による支出	9,186	10,187
有形固定資産の売却による収入	41	11
無形固定資産の取得による支出	71	42
投資有価証券の取得による支出	795	330
投資有価証券の売却による収入	515	28
投資有価証券の償還による収入	-	500
貸付けによる支出	163	0
貸付金の回収による収入	1	0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	1,418
子会社株式の取得による支出	-	386
その他	37	130
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,884	10,745

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	10,038	8,498
短期借入金の返済による支出	8,515	7,074
長期借入れによる収入	-	2,107
長期借入金の返済による支出	1,208	1,208
社債の発行による収入	-	14,983
自己株式の取得による支出	17	19
自己株式の処分による収入	0	0
配当金の支払額	1,347	1,345
少数株主への配当金の支払額	322	332
その他	52	13
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,424	15,596
現金及び現金同等物に係る換算差額	463	195
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	618	5,637
現金及び現金同等物の期首残高	40,913	48,941
現金及び現金同等物の四半期末残高	40,295	54,578

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

(1) 連結の範囲に関する事項の変更

前連結会計年度において持分法適用関連会社であったライオン・スペシャリティ・ケミカルズ株式会社(旧ライオン・アクゾ株式会社)は、当社が同社の株式を追加取得したことにより第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲に関する事項の変更

第1四半期連結会計期間よりライオン・スペシャリティ・ケミカルズ株式会社(旧ライオン・アクゾ株式会社)は当社の連結子会社となったため、持分法適用の範囲から除外しております。また、パシフィックソープマニュファクチャリング有限公司の全株式を譲渡したため、第1四半期連結会計期間において持分法適用の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より定額法へ変更しております。

当社グループは、2011年に発表した新経営ビジョン「Vision2020」に従い、その戦略として1.国内事業の質的成長、2.海外事業の量的成長、3.新しいビジネス価値の開発、4.組織学習能力の向上を掲げております。これを受け、中期経営計画「 - 1計画(Vision2020 Part - 1)」においては、国内事業の質的成長について、重点的ブランド育成による主要分野の地位向上、付加価値分野育成と効率化による収益基盤強化、研究・生産技術知見や生活者研究の強化、以上3点により推進しております。

この取り組みの一環として、研究開発センター構想の第 期計画が2013年に竣工し2014年に本格稼働したことを機に、当社グループの有形固定資産の使用実態を適切に反映した減価償却の方法について再検討を行いました。その結果、国内の以下の変化を総合的に勘案し、減価償却の方法を定額法に変更することにより、使用期間を通じてより適切な費用配分を行うことができるものと判断いたしました。また、この変更によって、海外連結子会社と会計方針が統一され、グループ全体の業績管理に資するものと判断しております。

(1) ファブリックケア分野の市場においては、高残香タイプの柔軟剤や液体洗剤のような付加価値の高い液体製品に対する需要が高まっており、当社グループもこれに応じて製造設備の変更及び合理化を行っております。これら液体製品の製造設備は、従来製品の製造設備と比較すると、設備の損耗が平均的に発生するとともに安定的な消費需要を反映して每期安定的に稼働していく見込みです。

(2) 研究・生産技術知見や生活者研究の強化に対応して、研究開発に係わる設備の有形固定資産に占める割合が増加しております。これらの研究開発設備は、每期安定的、平均的に稼働するものと考えられます。

なお、この変更に伴い、従来の方法に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ455百万円増加しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

保証債務

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
ピーティ-ライオンウイングス	2,940百万円	3,045百万円
従業員	124百万円	137百万円
計	3,065百万円	3,182百万円

(注) 上記保証債務は、保証先の借入金に対するものであります。
前連結会計年度の保証債務3,065百万円のうち1,470百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。
当四半期連結会計期間の保証債務3,182百万円のうち1,522百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
受取手形	1,668百万円	百万円
支払手形	2,269百万円	百万円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
販売手数料	7,713百万円	3,993百万円
販売促進費	35,383百万円	41,830百万円
運送費及び保管費	7,604百万円	8,206百万円
広告宣伝費	12,682百万円	13,191百万円
給料及び手当	6,793百万円	7,105百万円
賞与	1,875百万円	2,144百万円
退職給付費用	1,488百万円	1,268百万円
役員賞与引当金繰入額	100百万円	113百万円
研究開発費	4,538百万円	4,614百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
現金及び預金勘定	26,010百万円	27,334百万円
有価証券勘定	16,322百万円	28,244百万円
預入期間が3か月超の定期預金等	2,038百万円	1,000百万円
現金及び現金同等物	40,295百万円	54,578百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月12日 取締役会	普通株式	1,342	5.00	平成24年12月31日	平成25年3月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年8月2日 取締役会	普通株式	1,341	5.00	平成25年6月30日	平成25年9月5日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年2月10日 取締役会	普通株式	1,341	5.00	平成25年12月31日	平成26年3月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年8月5日 取締役会	普通株式	1,341	5.00	平成26年6月30日	平成26年9月5日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	一般用消費財 事業	産業用品事業	海外事業				
売上高							
(1)外部顧客への 売上高	113,617	14,846	35,841	1,736	166,041		166,041
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高(注)1	10,659	9,211	1,906	11,159	32,937	32,937	
計	124,277	24,058	37,747	12,896	198,978	32,937	166,041
セグメント利益	1,323	256	836	327	2,743	129	2,872

(注)1 報告セグメント内の内部取引を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額129百万円は、内部取引消去額等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	一般用消費財 事業	産業用品事業	海外事業				
売上高							
(1)外部顧客への 売上高	120,615	15,714	38,268	2,034	176,633		176,633
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高(注)1	12,440	13,134	2,064	11,329	38,969	38,969	
計	133,056	28,849	40,333	13,364	215,603	38,969	176,633
セグメント利益	2,274	1,028	387	219	3,909	48	3,958

(注)1 報告セグメント内の内部取引を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額48百万円は、内部取引消去額等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「会計方針の変更」に記載のとおり、従来、当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より定額法へ変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間のセグメント利益は、「一般用消費財事業」については394百万円、「産業用品事業」については67百万円、「その他」については29百万円それぞれ増加し、「調整額」については35百万円減少しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「産業用品事業」セグメントにおいて、ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ株式会社(旧ライオン・アクゾ株式会社)の株式を取得したことに伴い、のれんが発生しております。なお、当該事象によるのれんの増加額は当第2四半期連結累計期間において405百万円であります。

(重要な負ののれん発生益)

「海外事業」セグメントにおいて、当社の連結子会社であるCJライオン株式会社の増資ならびに同社株式の追加取得に伴い、負ののれんが発生いたしました。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては97百万円であります。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成25年12月31日)

該当事項はありません。

当第2四半期連結会計期間末(平成26年6月30日)

新株予約権付社債が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位：百万円)

科目	四半期連結 貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
新株予約権付社債	14,365	14,612	246	(注)

(注) 新株予約権付社債の時価の算定方法

当社の発行する新株予約権付社債の時価は、元金を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	7円83銭	9円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,102	2,466
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,102	2,466
普通株式の期中平均株式数(千株)	268,384	268,224
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	7円82銭	8円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		13
(うち、社債利息)		13
普通株式増加数(千株)	401	7,921
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成26年8月5日開催の取締役会において、当中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

配当金の総額	1,341,070,975円
1株当たりの金額	5円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年9月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月12日

ライオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向 井 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 裕 輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 東 朋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているライオン株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ライオン株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。